

2026C日程入試 出題趣旨

憲法

国会議員選挙区選挙の住居要件の設定について問うものであり、これが被選挙権（選挙における立候補の自由）を不当に制限しないか、また、憲法43条1項に定める、国会議員の「全国民代表」性に抵触しないかをそれぞれ論じるものである。被選挙権あるいは選挙における立候補の自由については、憲法上明示的規定がないことから、このことに一定の指針を与える判例（最大判昭和43年12月4日刑集22巻13号〔三井美唄労組事件〕）などに言及しつつ、選挙権との関係を示して憲法15条1項を根拠にできることを示し、被選挙権からどのように立候補の自由を導くのかといったことに触れ、かような制約の合理性について検討を求めるものである。なお、それにあたっては、憲法43条1項に定める国会議員の全国民代表の性格を示し、そこに一定の法的規範性を見出し、住所要件により地域代表的な性格を付与することの憲法的妥当性をあわせて論じてほしい。

刑法

刑法60条に規定される共同正犯につき、「すべて正犯とする」との法的効果がいわゆる一部行為全部責任の原則を意味するとして論じられるところ、共同正犯の分担型事例と付加型事例を素材として、その意味内容をより具体的に分析するとともに、その根拠をどこに求めるのかを探求する学習態度が修得されているかを確認するのが出題意図である。複数人による犯罪実現という共犯現象において誰にいかなる刑事責任を追及するかを定める共犯論において、共同正犯も狭義の共犯と同じく、他の関与者の行為及びその結果につき刑責を問われる余地があり、自らの行為を起点として因果性が及び結果について帰責されるという責任主義（個人責任原則あるいは自己責任原則）に照らして帰責範囲の拡張が認められ、また他の関与者の行為との自己の行為との結合によってより重い犯罪類型が認められるとともに、その全体について正犯性が付与される点にもその特徴がある。これらの機能の根拠が、共同正犯における正犯性と共犯性をいかに理解するかを考慮しつつ、どこから導かれるのか、共同正犯の成立要件のなかにどのように組み込まれるのかを、基本書・体系書をしっかりと読んで理解しているかが問われる。

民法

第1問は、譲渡制限特約付き債権の譲渡の効力および将来債権譲渡と譲渡制限特約の関係について問うものである。その際、民法466条2項・3項、466条の6第3項に基づき事案に即して検討することが求められる。

第2問は、不動産譲渡担保における弁済期前（小問（1））および弁済期後（小問（2））の担保権者による目的不動産の処分について問うものである。その際、判例（最判平成6年2月22日民集48巻2号414頁）によって形成されてきた不動産譲

渡担保に関する基本的考え方を踏まえて事案に即して検討することが求められる。

第3問は、使用者責任・共同不法行為における賠償義務者による賠償と他の賠償義務者への求償について問うものである。これらによって、基本的法律知識と法的な分析力、思考力及び論述力を備えているかを判断するものである。

商法

本問は、取締役の報酬等及び株主総会に関する理解を問うことにより、法科大学院既修者コースの履修の前提として要求される専門的知識及び論述能力等の資質を適確かつ客観的に判定するものである。取締役の報酬等及び株主総会に関する会社法の規定を理解した上で、設問に応じて適切に論述することが求められる。

民事訴訟法

第1問

本問は、当事者適格は訴訟要件であるといった理解及び判決には本案判決（訴えによって定立された原告の請求の当否について判断する判決）と訴訟判決（訴えが訴訟要件を欠いて不適法であることを理由とする訴えを却下する判決）があるといった理解を前提に、給付の訴えにおける被告適格が自己の給付請求権を主張する者（原告）からその義務者と主張される者に認められることを説明して、Yに被告適格があること、したがって訴え却下の判決ではなく、請求棄却判決をするべきである旨解答することを求めるものである。

第2問

(1) 相殺の抗弁は理由中の判断に既判力が生じること（民訴法114条2項）、そのため相殺の抗弁が認められると被告には自働債権の消滅という別個の新たな経済的損失が生じることになること、などを指摘して、まず弁済の抗弁について審理判断をし、弁済の抗弁が成立しない場合にはじめて相殺の抗弁の判断に入ることができる旨を解答することが求められる。

(2) 本件貸金債権の不存在という判断について既判力が生じる（民訴法114条1項）。

また、相殺の抗弁に既判力が生じるのは「相殺をもって対抗した額」についてである（民訴法114条2項）。訴求された100万円の貸金債権に対して150万円の反対債権（売買代金債権）が主張され、相殺の抗弁が認められて請求棄却となった本問では、売買代金債権のうち「相殺を持って対抗した額」である100万円の不存在について既判力が生じる。（残部50万円については、既判力は生じない。）

刑事訴訟法

刑事訴訟法

まず、「自白」の意義について述べさせ、それを前提にして「不利益な事実の承認」（刑

事訴訟法 322 条 1 項)との関係を論じさせることによって、刑事訴訟法上の基本的概念及びその相互関係の理解を確認するものである。

そして、自白法則の法的根拠（日本国憲法 38 条 2 項、刑事訴訟法 319 条 1 項）を摘示させるとともに、その意義及び趣旨について自説を述べさせた上で、それを前提にして、違法に身体拘束された後の取調べにおいて得られた自白の証拠能力を論じさせることによって、自白法則の趣旨、その論理的帰結の理解力、思考力、論理力等の能力を問うものである。